

入札執行等に関する留意事項

令和 3 年 2 月
浜田市契約管理課

年度末に向けては、多くの入札案件が集中して発注されます。

入札に関する留意事項については、浜田市ホームページに「全般的な留意事項」として掲載していますので、改めて内容の確認をお願いします。

この他、浜田市では、違法行為である談合等の不正入札に対して浜田市建設工事等入札不正行為情報対応要領に基づき厳しく対処します。

入札の公平を害する行為は、一切行われてはなりません。

仮に本市でこのような不祥事が発生した場合は、厳しい態度で臨むこととしており、入札執行後においても談合の事実が明らかと認められた場合には、浜田市契約規則第 13 条により当該者の入札は無効とします。

また、令和 3 年度は、『建設工事・建設コンサルタント業務等』及び『物品・役務の提供等』の入札参加資格の定期審査の申請を行います。

随意契約を行う場合の見積事業者の選定についても、この申請による認定を受けた人の中から行います。

現在、有資格者名簿に登録がある人も、改めて申請手続きが必要となります。詳細については、浜田市ホームページや「広報はまだ」に掲載しますので、確認をお願いします。